

運転経歴に係る証明書利用の取扱い

平成30年4月1日

公益社団法人 宮城県トラック協会

1. 目的

事業用貨物自動車運転手としての自覚を促し、事業所内における運転者の適切な配置、運転者教育等安全運行管理の一環として活用し、交通事故や交通違反を減少させ、トラック運送事業者の安定経営に寄与することを目的とする。

2. 申請対象者

申請対象者は、トラック運送事業者（宮城県トラック協会会員以外の事業者にあつては、安全性優良事業所を有し、適正化事業実施機関による巡回指導の評価が「A」であり、かつ理事会の承認を受けた事業者に限る。）に雇用されている運転免許所有者及び新規採用予定者で、運転業務に従事する者とする。

3. 申請方法

運転経歴に係る証明書交付申請書（別紙1）及び委任状（別紙2）に必要事項を記入（捺印）の上、自動車安全運転センター宮城県事務所に、持参又は郵送により提出すること。

4. 申請手数料

申請手数料（630円）については、自動車安全運転センターに、「宮城県トラック協会の会員である。」旨を申し出て確認を受けることで、その代金は宮城県トラック協会に請求されるので、手数料の支払いは要しない。

ただし、1事業者当たりの助成人数は、宮城県トラック協会に届け出ている車両台数（会員名簿の登載車両台数）と同数を上限とする。

5. 助成金の返還

宮ト協は、事業者がこの要綱その他宮ト協が定める事項に違反したとき、又は虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

また、この規定により返還を命じられた事業者については、宮ト協が行う助成事業のすべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。